

京都工芸美術作家協会委員会規程

(目的)

第1条 京都工芸美術作家協会会則（以下「会則」という。）第6条第1号から第5号までの規定により委員会の任務及び構成、任期を定める。

(任務)

第2条 各委員会の任務は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

1 総務委員会

- (1) 協会全体の運営に関する事。
- (2) 協会の財務に関する事。
- (3) 協会の長期計画に関する事。
- (4) 各委員会の統括に関する事。
- (5) 他の委員会の所掌に属しない事。

2 国際化・特別展委員会

- (1) 協会外部の企業及び団体等と連携して行う事業に関する事。
- (2) 海外進出を含めた販売促進に関する事。
- (3) その他特別展に関する事。

3 協会展委員会

- (1) 協会展（周年展を除く。以下同じ。）の企画及び実施に関する事。
- (2) その他協会展に関する事。

4 アーカイブ委員会

- (1) 協会設立から現代に至るまでの工芸界及び協会の遍歴を次世代へ伝承する事業（以下「アーカイブ事業」という。）に関する事。
- (2) アーカイブ事業における記録資料の保存及び活用に関する事。
- (3) その他アーカイブ事業に関する事。

5 広報委員会

- (1) 協会内外に対して行う広報活動に関し、広報に関する基本方針に関する事。
- (2) 各種情報媒体を利用した広報活動に関する事。
- (3) その他広報に関する事。

(構成)

第3条 委員は、協会理事長が協会員の中から委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は令和4年7月1日から適用する。